

## 横須賀市クリハラリス防除実施計画書

### 1 特定外来生物の種類

クリハラリス（カルロスキウルス・エリュトラエウス）

### 2 防除を行う区域

横須賀市全域

### 3 防除を行う期間

平成19年12月27日から令和8年3月31日まで

### 4 防除の目標

横須賀市内において、クリハラリスが定着・繁殖し、農作物等への被害が発生、生息域も拡大している。

平成20年度から本格的に防除を実施し、捕獲数は増加傾向（平成20年度 678頭 平成21年度 1,029頭）にあり、生息数も依然として増加傾向にあると推測されるため、引き続き積極的に防除を行う必要がある。

主な被害内容は、柑橘類等がかじられる農作物被害や戸袋をかじる生活被害及び樹木の樹皮剥ぎによる枯れ木被害である。

防除を行う区域から完全排除することを長期的な目標とし、当面の目標としては、防除を行う区域における被害の低減化を図ることとする。

### 5 防除の方法

#### （1）調査

防除の実施と平行して被害状況や効果的なエサ等の情報を収集し、効率的な防除に努める。

#### （2）捕獲方法

被害情報があった地点に、捕獲檻を設置し、捕獲を実施する。

また、生息していると思われる区域に捕獲檻を設置し、積極的に計画防除を実施し、神奈川県及び近隣市町と連携を取りながら、完全排除に向けて努める。

① 捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という）を配置し、従事者数、従事者とその担当区域、狩猟免許の有無等をまとめ従事者台帳として管理する。

② 捕獲檻もしくはそれに類する器具を使用して捕獲をする場合は、原則として鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が行うこととし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むこととする。

#### （3）捕獲の際の留意事項

捕獲の際には、次の事項に留意して行う。

- ① 原則として1日1回定期的に見回りを行い、錯誤捕獲の防止に努める。また、事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、市民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする。
- ② 防除に使用する捕獲檻には、本法に基づく防除のための捕獲である旨、従事者の氏名、連絡先を記載した標識の装着等を行う。
- ③ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避ける。
- ④ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。
- ⑤ 捕獲檻に餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。
- ⑥ 鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。
- ⑦ 他人の土地において防除を行うときは、あらかじめ土地の所有者等の承諾を得ることとする。

#### （4）捕獲個体の処分

捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法（二酸化炭素による処分）により殺処分する。処分した個体は火葬し、適切に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すこととする。

#### （5）モニタリング

クリハラリスの目撃・捕獲状況等を把握し、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

#### （6）普及啓発

広報紙やホームページへの掲載等により防除実施内容について周知に努める。